

別表第1（第4条関係）

交付基準表

施設等の種別	区分		交付に必要な有資格者数及び自動体外式除細動器（AED）設置数	
			有資格者数	自動体外式除細動器(AED)設置数
旅館 ホテル等 及び飲食店	従業員数	100人以上	普及員若しくは上級修了者が2人以上 又は普通修了者が従業員数の20%以上	1台以上
		99人以下	普及員若しくは上級修了者が1人以上 又は普通修了者が従業員数の20%以上	
百貨店等 物品販売業	従業員数	500人以上	普及員若しくは上級修了者が3人以上 又は普通修了者が従業員数の10%以上	1台以上
		100人以上 499人以下	普及員若しくは上級修了者が2人以上 又は普通修了者が従業員数の20%以上	
		99人以下	普及員若しくは上級修了者が1人以上 又は普通修了者が従業員数の20%以上	
福祉施設	従業員数	100人以上	普及員若しくは上級修了者が2人以上 又は普通修了者が従業員数の20%以上	1台以上
		99人以下	普及員若しくは上級修了者が1人以上 又は普通修了者が従業員数の20%以上	
上記以外の施設等			普及員若しくは上級修了者が1人以上 又は普通修了者が従業員数の20%以上	1台以上

備考

- (1) 「普及員」とは普及員講習会修了者を、「上級修了者」とは上級救命講習修了者を、「普通修了者」とは普通救命講習Ⅰ、普通救命講習Ⅱの修了者をいう。
- (2) 「福祉施設」とは、消防法施行令(昭和36年政令37号)別表第1(6)ロに該当する福祉施設等のうち、保育園を除く福祉施設をいう。
- (3) 有資格者を算出するに当たって端数が生じた場合は、当該端数を切り上げて算定するものとする。
- (4) 第4条に規定する有資格者と同等以上の知識技能を有すると消防長が認める者が勤務している施設等については、この表の有資格者数を勘案して交付する。